



## 市の債権のうち企業会計と滞納者への対応について

企業会計は、水道料金や医療費などで賄われており、安心して安全な生活を実現するために使われている大切な財源です。



### 市の企業会計は 水道と病院の2事業

市の企業会計は、水道事業と病院事業の2事業です。水道事業と病院事業は、地方公営企業法の適用を受けて経営を行っています。また、地方公営企業法の適用を受けた事業は、特別会計を設けて経理するとともに、独立採算制を原則として経営することが法律で定められています。

水道事業と病院事業は、民間企業と同じように水道料金や医療費などの事業収益で事業運営しています。滞納者の増加などで事業収益が滞ると運営に大きな影響を及ぼし、必要な事業やサービスを提供できなくなるおそれがあります。このため、納期限までに納入している多くの皆さんとの公平性を保つため、水道料金や医療費を滞納した場合には、滞納処分を執行します。

納期限は必ず確認し、納め忘れなどをしないように注意しましょう。また、納期限までに納入が困難な場合は、早めに各担当課にご相談ください。

### 水道料金滞納者への対応

水道料金は、皆さんに安全でおいしい水を安定して供給するために使われています。具体的には、取水から給水までにかかる経費をはじめ、メーターの検針や料金の収納にかかる費用、施設設備・維持管理にかかる費用、施設を整備するために借りた借入金の返済、その他事業全般にかかる費用などです。

このため、水道料金を滞納した場合には、滞納処分として滞納者が使用している水道の給水を停止します。しかし、水道料金を滞納してもすぐに水は止められないという誤った認識から、水道料金を滞納する悪質な滞納者が増加しています。

平成26年度の給水停止決定者件数は合計123件で、このうち給水停止を実施した件数は延べ84件に上ります。(図1)

●水道料金を滞納した場合には  
まず最初に督促状を送付して水道料金を滞納していることを伝え、滞納者へ水道料金の納入を促します。督促状に応じない滞納者に対しては、催告書を送付した後、給水停止

| 給水停止理由      | 決定者件数 | 金額          |
|-------------|-------|-------------|
| 給水停止予告に反応なし | 64件   | 7,389,400円  |
| 約束を守らず納入しない | 58件   | 10,651,588円 |
| その他         | 1件    | 16,258円     |
| 合計          | 123件  | 18,057,246円 |

給水停止決定者のうち、延べ84件の給水停止を実施

▲図1 平成26年度給水停止決定者件数・金額および給水停止件数

予告書を送付します。給水停止予告にも反応しない悪質な滞納者は、給水停止決定者として給水停止決定通知書を送付した後、給水停止を実施します。

●忘れずに納入しましょう  
水道料金の納入方法は、原則として、口座振替か自主納入のいずれかの方法となります。口座振替は、金融機関の口座から自動的に引き落と

### 医療費滞納者への対応

皆さんが病気になったり、けがをして市立病院で受診した場合に、国民健康保険などの保険証を提示し、かかった医療費の一部を支払うこととなります。このかかった医療費の一部を「患者一部負担金」といいます。

皆さんが支払った医療費は、病院の健全経営のために活用されており、支払いに応じない悪質な滞納者に対しては、強制執行を行って滞納

者の財産を差し押さえます。

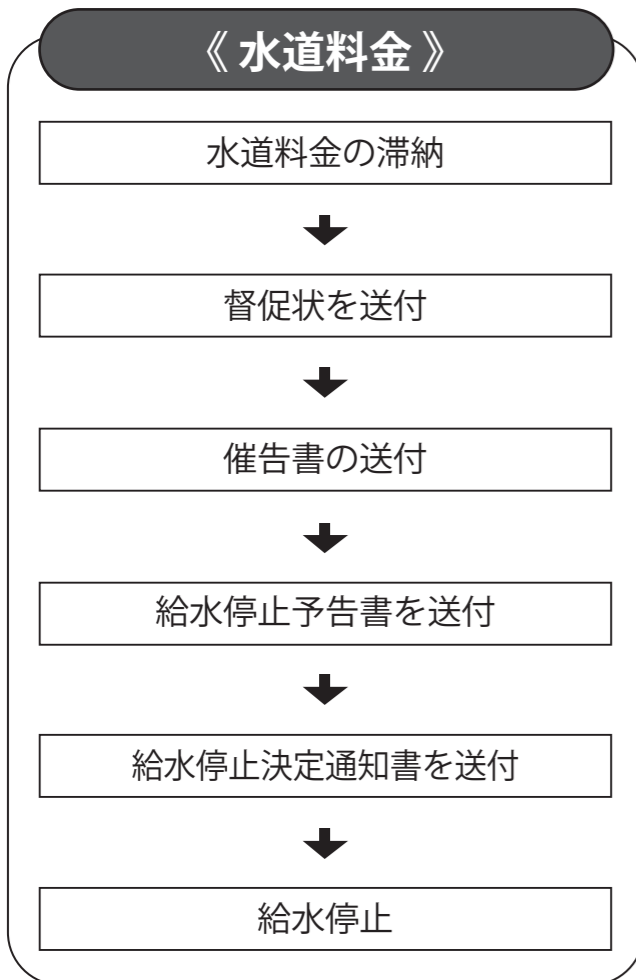
●医療費を滞納した場合には  
最初に督促状を送付して滞納している医療費を納付するよう促します。督促状に応じない滞納者に対しては、電話や文書、訪問による督促を実施します。さらに、特別な理由もなく納付義務を怠る滞納者には、支払督促申立の予告を行った後、家庭裁判所へ支払督促の申立を行います。

家庭裁判所からの支払督促を受けたりもかわらず、支払いに応じない悪質な滞納者には、強制執行予告

書を送付した後、財産の差し押さえを行います。

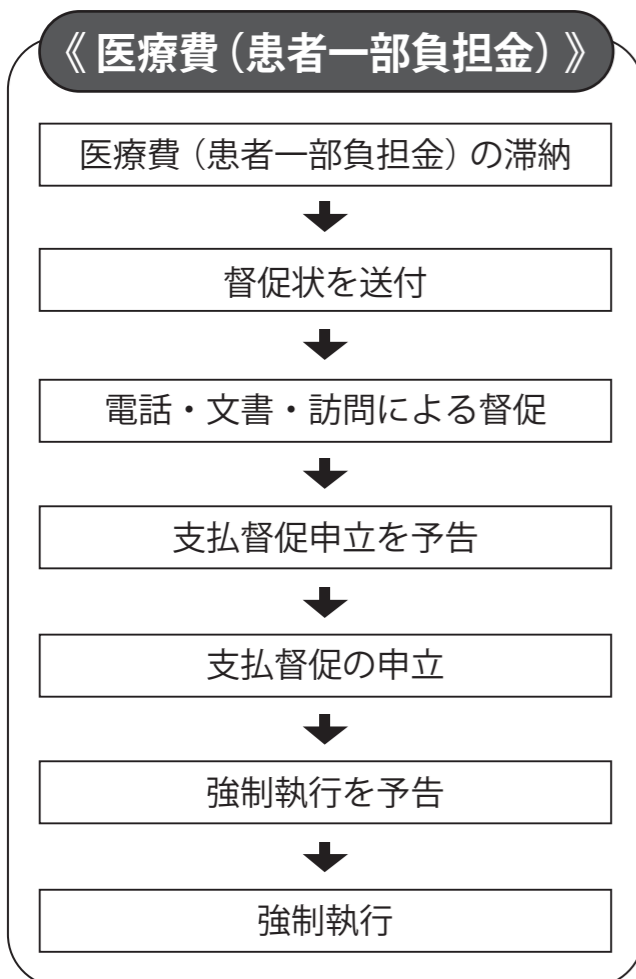
●早めにご相談ください  
市立病院では、支払いが困難な方への相談や各種助成制度の説明などを実施して滞納者を減らす取り組みをしています。また、病院窓口での支払いが難しい方には、訪問徴収を随時行っていますので、早めにご相談ください。

### 《水道料金》



■お問い合わせは  
市・上下水道課 ☎42-5151

### 《医療費(患者一部負担金)》



■お問い合わせは  
市立病院・医事課 ☎49-1011